

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 154)

民間の被害者支援センターにより二次被害を受けた場合の苦情申立制度や、裁判のための仲裁機関を第三者機関として設置してほしい。

【検討結果】

都道府県公安委員会において、必要に応じ、早期援助団体に対して改善命令を始め、適切な指導を引き続き行う。その他の民間団体に対しても、適切な支援活動が引き続き行われるよう、その運営及び活動に対し協力していく。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

犯罪被害者支援法では、都道府県公安委員会は、早期援助団体の事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとなっている。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号155)

「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」については、人身取引・DV等が構造的な暴力であること、外国籍被害者が経験する暴力の特殊性・外国人被害者の脆弱性、被害者保護の法律とそれに基づくサービスの存在、被害者本人が持つ権利などについても記載するべきである。

そもそも犯罪被害や犯罪被害者の置かれた状況は種々であり、外国籍被害者の支援団体を含め、様々な支援団体を含めて、モデル案を再検討してほしい。

【検討結果】

内閣府において、平成21年3月に作成し、7月に民間犯罪被害者支援団体等に配布した「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」について、一定の期間を経過後に、民間被害者支援団体における活用の実態、利用した民間被害者支援団体からの意見等についての調査を実施し、内容の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号156)

「名ばかり窓口」が多い。社会資源の活用として、地方自治体が多くのノウハウを持っている。今後より連携・協力を不動のものとしていくためにも、地方自治体における窓口の設置を再徹底して欲しい。

【検討結果】

(現行施策を引き続き推進する。)

内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。

【参考：関連する現行施策】

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び状況の提供

(1) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等

ア 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号157)

県・市町村は、被害に遭遇した住民にとって最も身近で多くの相談事項を所管する窓口であり、被害者支援が自治体本来の業務であることを認識することが求められる。

地方公共団体、とりわけ、市町村において、ハンドブックの作成、被害者支援連絡協議会の活性化などの施策の推進と相俟って、被害者支援が理解され、所管部門が明確化されるような指導を強めて欲しい。

【検討結果】

内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について、定期的に確認するとともに、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催し、市町村における犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置等を促進するよう要請する。

【参考：関連する現行施策】

推進体制

(2) 地方公共団体との連携・協力

ア 内閣府において、地方公共団体のうち、知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が未整理であるものに対しては、窓口となる部局及び体制を確認する。

【備考】

都道府県においては、犯罪被害者等施策の窓口部局については全て確定している。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号158)

人身取引被害者に対する情報提供は不十分であり、支援者によるケースワークにも支障をきたす場合もある。被害者や支援者に対して適切に情報提供すべきであるし、日本の制度や言語を知らない人身取引被害者に考慮し、簡易に情報提供を求めることができる方策を検討してほしい。

【検討結果】

人身取引対策については、関係省庁において「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

「人身取引対策行動計画2009」には、以下の施策が盛り込まれている。

3 人身取引被害者の保護

(1) 被害者の認知

① 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知

チラシ、リーフレット等を作成し、人身取引被害者の目に触れやすい場所で配付し、また、法務省のホームページ英語版に、人身取引に関する情報を掲載するなど、被害を受けていることを自覚していない又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者への被害者保護施策の周知に努める。また、婦人相談所が国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であることについて、各都道府県における広報・周知を促進する。

② 各種相談窓口における対応

人身取引の被害者を含む幅広い外国人の人権侵害、生活上のトラブルへの対応を通じて、潜在的な人身取引被害者の認知及び保護を推進するため、警察、入国管理局、法務局、婦人相談所、児童相談所、外務本省、市区町村等の各種窓口や外国人総合相談窓口において、人身取引被害者やその関係者から相談や保護要請があった場合には積極的かつ適切な対応がなされるよう、関係機関相互の連携を図る。また、相談者等が人身取引被害の申告を躊躇することのないように、関係行政機関において、例えば、被害者等が外国人である場合にはその母国語を解する者が対応し、相談者等が女性である場合には女性が対応することにより、相談者等が相談しやすい環境をつくり、被害者の認知・把握に努める。さらに、相談窓口を設けているNGOの連絡先やコンタクト・ポイントの周知を図るなど、NGOとの連携・情報交換を推進する。あわせて、被害者の被害申告をより容易にするための多言語ホットラインの運用又は運用の支援について検討する。

(2) 被害者保護の徹底

③ 被害者としての立場への配慮

警察、入国管理局等において、相談・各種手続、取締り等の過程で人身取引被害者であることが判明した被害者に対して、被害者保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、可能な範囲で今後の捜査について説明を行う。